

## 私 債 権 放 棄 調 書 ( 総 括 表 )

債 権 の 名 称 ( 担 当 部 署 )	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ペー ジ 番 号
水道料金(上下水道部上水道課)	609,822 円	128件	1
亀山市立医療センター使用料・手数料 (地域医療部病院総務課)	585,991 円	3件	11
合 計	1,195,813 円	131件	

## 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 水道料金  
 担当部署 上下水道部上水道課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	19,474 円	令和6年3月31日	令和元年11月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
2	5,739 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
3	1,226 円	令和6年3月31日	令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
4	3,517 円	令和6年3月31日	令和元年12月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
5	2,763 円	令和6年3月31日	令和元年9月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
6	4,691 円	令和6年3月31日	令和元年9月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
7	19,494 円	令和6年3月31日	令和元年12月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
8	2,820 円	令和6年3月31日	令和2年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
9	2,178 円	令和6年3月31日	令和2年1月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
10	2,332 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
11	2,904 円	令和6年3月31日	令和2年1月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明
12	726 円	令和6年3月31日	令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
13	2,270 円	令和6年3月31日	令和元年5月～ 令和元年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
14	726 円	令和6年3月31日	令和2年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
15	5,054 円	令和6年3月31日	令和元年7月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
16	726 円	令和6年3月31日	令和2年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
17	3,018 円	令和6年3月31日	令和元年8月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
18	3,560 円	令和6年3月31日	令和元年5月～ 令和元年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
19	3,808 円	令和6年3月31日	令和2年2月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
20	926 円	令和6年3月31日	令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
21	2,527 円	令和6年3月31日	令和元年10月～ 令和2年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
22	3,630 円	令和6年3月31日	令和元年11月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
23	24,657 円	令和6年3月31日	令和元年11月～ 令和元年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
24	1,535 円	令和6年3月31日	令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
25	712 円	令和6年3月31日	令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
26	1,075 円	令和6年3月31日	令和元年8月～ 令和元年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
27	11,358 円	令和6年3月31日	令和元年10月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
28	5,347 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
29	5,040 円	令和6年3月31日	令和元年8月～ 令和2年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
30	3,204 円	令和6年3月31日	令和元年12月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
31	14,901 円	令和6年3月31日	令和元年6月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
32	3,356 円	令和6年3月31日	令和元年11月～ 令和2年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
33	2,580 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
34	2,848 円	令和6年3月31日	令和元年5月～ 令和元年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
35	2,178 円	令和6年3月31日	令和2年1月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
36	2,358 円	令和6年3月31日	平成31年3月～ 平成31年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
37	363 円	令和6年3月31日	令和2年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
38	2,015 円	令和6年3月31日	令和2年1月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
39	1,424 円	令和6年3月31日	令和元年7月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
40	3,436 円	令和6年3月31日	令和元年7月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
41	810 円	令和6年3月31日	令和元年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
42	726 円	令和6年3月31日	令和2年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
43	2,130 円	令和6年3月31日	令和2年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
44	2,528 円	令和6年3月31日	令和元年5月～ 令和元年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
45	7,880 円	令和6年3月31日	令和2年1月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
46	1,852 円	令和6年3月31日	令和2年2月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
47	3,130 円	令和6年3月31日	令和2年2月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
48	4,115 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
49	712 円	令和6年3月31日	令和元年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
50	1,773 円	令和6年3月31日	令和元年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
51	950 円	令和6年3月31日	令和元年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
52	5,872 円	令和6年3月31日	令和2年2月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
53	1,168 円	令和6年3月31日	令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
54	712 円	令和6年3月31日	令和元年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
55	25,001 円	令和6年3月31日	令和元年7月～ 令和元年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
56	712 円	令和6年3月31日	令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
57	356 円	令和6年3月31日	令和元年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
58	4,156 円	令和6年3月31日	令和元年11月～ 令和2年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
59	712 円	令和6年3月31日	平成31年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
60	5,026 円	令和6年3月31日	令和元年7月～ 令和2年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
61	712 円	令和6年3月31日	令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
62	712 円	令和6年3月31日	平成31年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
63	2,164 円	令和6年3月31日	令和元年10月～ 令和元年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
64	2,904 円	令和6年3月31日	令和元年12月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
65	4,812 円	令和6年3月31日	令和元年7月～ 令和2年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
66	5,054 円	令和6年3月31日	令和元年9月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
67	4,628 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
68	712 円	令和6年3月31日	令和元年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
69	810 円	令和6年3月31日	令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
70	1,068 円	令和6年3月31日	令和元年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
71	363 円	令和6年3月31日	令和2年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
72	356 円	令和6年3月31日	令和元年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
73	3,634 円	令和6年3月31日	令和2年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
74	356 円	令和6年3月31日	令和元年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
75	7,120 円	令和6年3月31日	平成30年9月～ 令和元年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
76	6,852 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
77	726 円	令和6年3月31日	令和2年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
78	712 円	令和6年3月31日	令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
79	908 円	令和6年3月31日	令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
80	4,300 円	令和6年3月31日	令和元年6月～ 令和元年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
81	726 円	令和6年3月31日	令和元年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
82	5,962 円	令和6年3月31日	令和元年8月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
83	712 円	令和6年3月31日	令和元年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
84	18,498 円	令和6年3月31日	令和元年6月～ 令和元年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
85	2,178 円	令和6年3月31日	令和2年1月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
86	726 円	令和6年3月31日	令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
87	3,130 円	令和6年3月31日	令和2年1月～ 令和2年2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
88	8,295 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
89	810 円	令和6年3月31日	令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
90	5,352 円	令和6年3月31日	令和元年10月～ 令和元年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
91	9,236 円	令和6年3月31日	令和元年8月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
92	2,520 円	令和6年3月31日	令和元年9月～ 令和元年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
93	1,815 円	令和6年3月31日	令和2年1月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
94	11,092 円	令和6年3月31日	令和元年8月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
95	4,383 円	令和6年3月31日	令和元年8月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
96	2,136 円	令和6年3月31日	令和元年8月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
97	2,920 円	令和6年3月31日	令和元年8月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
98	2,178 円	令和6年3月31日	令和2年1月～ 令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
99	4,997 円	令和6年3月31日	令和元年4月～ 令和元年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
100	2,439 円	令和6年3月31日	令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
101	25,682 円	令和6年3月31日	令和元年5月～ 令和元年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
102	4,161 円	令和6年3月31日	平成31年2月～ 令和元年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
103	726 円	令和6年3月31日	令和2年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
104	1,006 円	令和6年3月31日	令和元年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
105	6,600 円	令和6年3月31日	令和2年1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
106	6,536 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
107	3,093 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
108	2,345 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
109	4,014 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
110	712 円	令和6年3月31日	平成31年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
111	6,846 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
112	3,560 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
113	7,649 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
114	5,120 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
115	4,272 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
116	1,780 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
117	1,424 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
118	712 円	令和6年3月31日	平成31年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
119	810 円	令和6年3月31日	平成31年4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
120	3,560 円	令和6年3月31日	平成31年4月～ 令和元年8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
121	4,975 円	令和6年3月31日	平成30年6月～ 平成30年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
122	12,191 円	令和6年3月31日	平成30年7月～ 平成30年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
123	4,984 円	令和6年3月31日	平成30年5月～ 平成30年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
124	1,424 円	令和6年3月31日	平成30年10月～ 平成30年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
125	1,436 円	令和6年3月31日	平成30年4月～ 平成30年5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
126	1,006 円	令和6年3月31日	平成30年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
127	6,408 円	令和6年3月31日	平成30年6月～ 平成31年3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	債務者	所在不明
128	94,965 円	令和6年3月31日	令和元年12月～ 令和3年5月	破産免責(条例第8条第1項第2号)	債務者	市内個人
計	609,822 円					

## 債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称            亀山市立医療センター使用料・手数料  
担 当 部 署            地域医療部 病院総務課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	188,980 円	令和6年3月31日	平成29年11月	徴収停止措置を取った日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	伊賀市民
2	199,350 円	令和6年3月31日	平成30年 9月	徴収停止措置を取った日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	伊賀市民
3	197,661 円	令和6年3月31日	平成30年10月	徴収停止措置を取った日から1年経過(条例第8条第1項第5号)	債務者	伊賀市民
計	585,991 円					